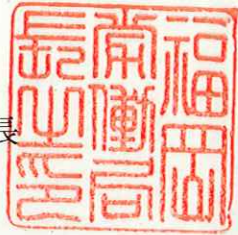


令和5年3月8日

福岡県経営者協会 会長 殿

福岡労働局長



障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の改正に伴う
障害者雇用率の引上げ等について（周知依頼）

障害者の雇用の促進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今の障害者雇用につきましては、各企業をはじめとする障害者を取り巻く関係者の御尽力により、年々障害者の雇用者数が増加するなど一層進展しております。

今般、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等について、障害者雇用率の引上げや除外率の引下げ等を内容とする改正を行ったところであり、雇用率については令和6年4月1日から、除外率については令和7年4月1日から施行されます。

つきましては、貴会におかれましては、今般の政令等の改正に伴う障害者雇用率の引上げ等について、下記の内容を御承知いただくとともに、貴会の機関誌等に当該内容を掲載いただくなど貴会員に対する当該内容の周知について特段の御配慮と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 改正政令のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令改正関係

(1) 障害者雇用率等

① 障害者雇用率を、国及び地方公共団体にあつては3.0%に、都道府県等の教育委員会にあつては2.9%に、一般事業主にあつては2.7%に、独立行政法人を含む一定の特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号。以下「令」という。）別表第二に掲げる法人をいう。以下同じ。）にあつては3.0%に改めるものとする。こと。（令第2条、第9条及び第10条の2第2項関係：令和6年4月1日施行）

② 単位調整額を、2万9千円に改めるものとする。こと。（令第15条関係：令和5年4月1日施行）

- ③ 基準雇用率を、2.7%に改めるものとする。 (令第18条関係：令和6年4月1日施行)
- ④ 除外率設定機関に係る除外率について、一律10ポイントの引下げを行うものとする。 (令別表第4関係：令和7年4月1日施行)

(2) 経過措置

令和8年6月30日までは、障害者雇用率を、国及び地方公共団体にあつては2.8%に、都道府県等の教育委員会にあつては2.7%に、一般事業主にあつては2.5%に、一定の特殊法人にあつては2.8%にするとともに、基準雇用率を2.5%にすること。 (改正政令附則第3条第1項関係)

2 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則改正関係

(1) 障害者雇用率等

- ① 雇用率の引上げに伴う障害者の雇用状況の報告義務の対象となる事業主の範囲の見直し

障害者の雇用状況の報告義務の対象となる一般事業主の範囲を、その雇用する労働者の数が常時43.5人以上から37.5人以上(一定の特殊法人にあつては38.5人以上から33.5人以上)である事業主に改めるものとする。 (障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号。以下「則」という。)第7条関係：令和6年4月1日施行)

- ② 除外率設定業種に係る除外率の引下げ

除外率設定業種に設定されている除外率について、一律10ポイントの引下げを行うものとする。 (則別表第4関係：令和7年4月1日施行)

(2) 経過措置

障害者の雇用状況の報告義務の対象となる一般事業主の範囲を、令和8年6月30日までは、40人以上(一定の特殊法人にあつては36人)である事業主とすること。 (障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条関係)

なお、これに伴い、厚生労働省では、リーフレット(別添)の厚生労働省ホームページへの掲載、ハローワーク等の窓口での配付などにより周知を図ることとしています。

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

1

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<u>2.5%</u>	⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上		<u>40.0人以上</u>		37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

2

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。

（令和6年4月以降）

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

- A1. ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

- A3. 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。